

告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和六年十一月十四日認可した。

令和六年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

太田新井土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県白岡市